

様式第1号（第5条関係）

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市用之江334番地
協 議 会 名	城見地区まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 加藤晃祐

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,112,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 城見地区まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会・決算報告会	2回	
	役員会	4回	
	事務局会議	毎週金曜日	
	各部会会議	安全安心部会3回、ふれあい部会3回、広報部会9回	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	広報活動	まちづくり協議会について住民への意識づけ 【効果】広報誌を通して地域の状況を知ることができ、身近な情報源として役立つ。また、まちづくり協議会活動に対する理解を深めることができる。	広報誌「まちづくりかわら版」を年2回発行する。買い物支援及び地域お助け隊やその他まち協の事業などを広く知ってもらい、利用の促進を図るため広報活動を行う。
	世代間交流	【目的】子どもと高齢者との絆作り 【効果】世代間の交流により高齢者は元気を、子ども達は伝統やそれにまつわる知識をもらい、お互いが支え合って地域が活発にすることができる。	稲刈り体験は、城見小5年生が授業の一環として行い、地域のボランティアが支援する。ひな祭りは、家庭に眠っているおひな様や保育所園児の作品などを展示し、家族を中心として地域全体でふれあいの場を提供する。
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 城見地区まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,112,000	
その他収入	0	
計	1,112,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	720,000	会長120,000、事務局150,000×4
賃借料	60,000	用之江公会堂使用料
光熱水費	8,000	エアコン使用料
運営費	162,000	
消耗品費	41,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	40,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	81,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	162,000	
広報活動	127,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
世代間交流	35,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,112,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計 162,000 円

消耗品費

内 容	金 額	積 算
ゴミ袋（市指定袋）	3,000	30枚×100
消毒用品、他衛生用品	24,000	12ヶ月×92,000
コピー用紙	5,000	コピー用紙2箱(2500枚/箱)×2,500、
プリンター用インク	9,600	インク：1セット
計	41,600	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶	40,000	総会・決算報告会：100本、役員会：100本、事務局会議：200本、計400本×9100
計	40,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
NTT	36,000	12ヶ月×3,000
ゆめネット	27,600	12ヶ月×2,300
切手	16,800	200枚×84
計	80,400	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

広報活動

127,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名 世代間交流

事業費計 35,000 円

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
稲刈り体験 飲料代	4,000	40人×@100 /
稲刈り体験 おにぎり代	6,000	40人×@150 /
ひな祭り 飲料代	12,000	120人×@100 /
ひな祭り チラシ（公民館印刷機）	1,500	1500枚×@1 /
ひな祭り コピー用紙	1,500	1500枚×@1 /
ひな祭り 飾り付け用材	10,000	造花・色紙・マジックインク・テープ /
計	35,000	/

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

城見地区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

この会は、城見地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

2. この協議会の事務局は、城見地区内に置くものとする。

(目的)

第1条 協議会は、城見小学校区（以下「城見地区」という）において、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という「市民主体の自治」の考え方を基本として、安全で安心して暮らせるまちづくり、地域への愛着が生まれ温かい心が通い合うまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は前条の目的を達成する為、次の事項について協議し、まちづくり事業の推進を図る。

- (1) 城見地区の総合的施策に関する事項
- (2) 城見地区内の自治会、諸団体との連携・事業調整に関する事項
- (3) 笠岡市等行政機関との協働による事業に関する事項
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(会員)

第3条 協議会は、城見地区に在住するすべての市民及び団体を会員とする。

(個人情報の保護)

第4条 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、目的以外に利用してはならない。

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 若干名 |
| (3) | 監事 | 若干名 |

(選任等)

第7条 役員は、大宜・用之江・茂平・城見台の4地区の会員の中から選出し、総会において承認する。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名された順序によりその職務を代行する。
- (3) 監事は、協議会の事業の執行状況及び、会計を監査し監査報告を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、1期2年とし、再任は妨げない。ただし、最長3期までを原則とする。

2. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第11条 協議会の会計及び事務処理をおこなうため、事務局に職員を置くことができる。

第3章 機 関

(機関)

第12条 協議会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事業部会

(総会)

第13条 総会は、協議会の最高議決機関であって、役員及び代議員をもって構成する。代議員は、各自治会及び各種団体から選出する。なお、各自治会から選出する代議員は世代、男女の比率に考慮するものとする。

2. 総会は、定期総会と臨時総会とする。
3. 定期総会は、毎年度1回会計年度終了後、2か月以内に開催する。ただし特別の理由があるときは、この限りでない。
4. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は代議員の過半数の者から請求があったときは、速やかに開催しなければならない。
5. 総会は、役員及び代議員の過半数の出席がなければ、これを開くことはできない。
6. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
7. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員の承認
 - (3) 協議会の事業報告及び事業計画
 - (4) 協議会の決算報告及び予算
 - (5) その他協議会の運営に係る重要な事項。
8. 総会の議事は、出席した役員及び代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、必要な時に随時開催するものとする。

- 2 役員会は、会長、副会長、監事をもって構成する。
- 3 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局員の選任

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(事業部会)

第15条 総会及び役員会で決定された方針に基づいた施策を実施するため、必要に応じて役員会で事業部会を設置することができる。

第4章 会 計

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第17条 収入は、会費、各種補助金、委託金、寄付金及びその他の収入をもって充当する。

(支出)

第18条 支出は、協議会の事業等を執行するために必要とする経費とする。

(会計監査)

第19条 協議会の会計監査は、会計帳簿及び収入支出の状況を監査し、総会に報告するものとする。

第5章 その他

(地域担当職員)

第20条 地域担当職員は、まちづくり協議会の会合等に参加し、地域の状況、資源、課題等を把握し、住民が主体的に地域の課題を解決及び特性を生かした地域づくりができるように事業の企画立案を補助すると共に、情報の提供並びに担当課や関係機関との連携調整を図る。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成24年1月21日から施行する。

(会計年度の特例)

2. 第16条の規定にかかわらず、最初の会計年度はこの規約の施行日から平成24年3月31日までとする。

3. この規約は、平成25年4月26日から施行する。

(付則)

この規約は令和2年2月14日から施行する。

保管場所

F I. 城見協議会 ⇒ W 城見まちづくり協議会